

定 款

平成30年6月27日 改正

株式会社 九電工

株式会社九電工定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社九電工と称する。英文では、KYUDENKO CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気、電気通信工事
- (2) 管、水道施設、清掃施設、機械器具設置工事
- (3) 消防施設工事
- (4) 土木、建築一式工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 鋼構造物工事
- (7) ほ装工事
- (8) 内装仕上工事
- (9) 電気器具機械の製造、販売
- (10) 電気通信事業
- (11) 電子計算機のソフトウェアおよび関連機器装置の研究開発、製作、販売
- (12) 前各号に関連する調査、企画、測量、設計、監理、エンジニアリング、コンサルティング、メンテナンスおよび技術・ノウハウの販売
- (13) 不動産の売買、仲介、賃貸借および維持、管理
- (14) 総合リース業
- (15) 一般区域貨物自動車運送事業
- (16) ゴルフ場および飲食店、ホテル、旅館の経営
- (17) 発電および電気の供給に関する事業
- (18) 広告代理業

- (19) 農産物の生産、加工、販売および関連商品の企画、開発、製造、仕入、販売
 - (20) 介護サービス事業および老人ホームの経営
 - (21) 前各号に附帯関連する事業
- 2 前項各号に定める事業への投資またはこれらの事業を営む法人を設立することができる。

(本 店)

第3条 当会社は、本店を福岡市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、次の機関を置く。

- (1) 株主総会
- (2) 取締役および取締役会
- (3) 監査役および監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億5,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

2 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使の手続等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 定時総会は毎年6月に、臨時総会は必要に応じ、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第13条 総会の議長は、社長がこれに任ずる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 総会の普通決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。この場合においては、当会社に委任状を提出するものとする。

(議事録)

第17条 総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名なつ印するものとする。

第4章 取締役および取締役会

(定 員)

第18条 取締役は、15名以内とする。

(選 任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- 3 取締役の選任は、累積投票によらない。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、会長、副会長および社長を置くことができる。

(役付取締役の職務)

第22条 社長は、取締役会の決議に従い、会社の業務を執行する。

(職務代行)

第23条 会長または社長が欠けたとき、もしくは事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。

(取締役会の構成)

第24条 取締役会は、取締役をもって構成する。

- 2 監査役は、取締役会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、会長がこれを招集する。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役および監査役に対し、会日の2日前に発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、これを短縮することができる。

(取締役会の議長)

第26条 取締役会の議長は、会長がこれに任ずる。

(取締役会の権限)

第27条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務執行を決定する。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の3分の2以上の多数をもって行なう。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名なつ印するものとする。

- 2 前条第2項の決議があつたとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

(社外取締役の責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(定 員)

第31条 監査役は、6名以内とする。

(選 任)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任 期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に、退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間とする。

(常勤監査役および常任監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

2 監査役の互選によって、常任監査役若干名を置くことができる。

(監査役会の構成)

第35条 監査役会は、監査役をもって構成する。

(監査役会招集の通知)

第36条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の5日前に発するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、これを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名なつ印するものとする。

(社外監査役の責任限定契約)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剩余金の配当等の決定機関)

第43条 当会社は、剩余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剩余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(除斥期間)

第45条 当会社は、配当財産が金銭である場合において、その支払提供の日から3年以内に株主が受領しないときは、その支払義務を免れる。

以 上

改 正 履 歴

(昭和20年3月18日から平成17年6月29日まで省略)

平成18年6月29日改正
平成19年6月28日改正
平成20年6月27日改正
平成21年6月26日改正
平成22年6月29日改正
平成24年6月27日改正
平成25年6月26日改正
平成26年6月26日改正
平成28年2月25日改正
平成28年4月 1日改正
平成30年6月27日改正